

別紙

施設(事業)利用選考基準

選考基準の内容			基準点
①就労			
会社等に雇用されている者 自営業中心者 自営業補助者※1 求職中	会社等に雇用されている者	月160時間以上の労働	22
		月120時間以上160時間未満の労働	20
		月80時間以上120時間未満の労働	18
		月64時間以上80時間未満の労働	16
	自営業中心者	月160時間以上の労働	22
		月120時間以上160時間未満の労働	20
		月80時間以上120時間未満の労働	18
		月64時間以上80時間未満の労働	16
	自営業補助者※1	月160時間以上の労働	19
		月120時間以上160時間未満の労働	17
		月80時間以上120時間未満の労働	15
		月64時間以上80時間未満の労働	13
求職中	生計中心者の失業(自己都合を除く)	23	
	月32時間以上64時間未満の労働	9	
	仕事をしていない又は月32時間未満の労働	7	
②妊娠中であるか又は出産後間がない			13
③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している			
疾病・負傷の程度	長期入院(おおむね1カ月以上)		25
	居宅内常時病臥		25
	毎週通院加療		15
	その他		10
障害の程度	重度障害※2		25
	身体障害者手帳3級程度※3		23
	その他		15
④同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している			
介護・看護の状況	入院付添(対象者が申込児童の兄弟姉妹の場合)		25
	重度障害※2、寝たきり(対象者が申込児童の兄弟姉妹の場合)		23
	入院付添		18
	重度障害※2、寝たきり		16
	その他		15
⑤震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっている			25
⑥学校に在学している又は職業訓練を受けている			
学生	職業訓練		15
	その他※4		12
⑦不存在(離婚・離婚調停中・死別等)			25
⑧別居(離婚前提の別居中等)			23

その他児童福祉の観点から、明らかに保育を必要とする緊急度が高いと判断される場合はこの限りでない。

※1 父母が同じ自営業の場合は1人を補助者とみなす。

(ただし、業務独占資格を有する専門的資格を有する場合は、父母とも自営業中心者とみなす)

※2 重度障害とは、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A以上、障害年金1級、精神障害者保健福祉手帳1級をいう。

※3 身体障害者手帳3級程度とは、身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1、障害年金2級、精神障害者保健福祉手帳2級をいう。

※4 研修医は「①就労」と同じ扱いとする。

【調整指数】

調整指数 1		点数
① 転入による保育所等の入所 (市外から市内)	市外（隣接していない市区町村）からの転入 ※前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ	+ 4
	市外（隣接する市、町）からの転入 ※前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ	+ 2
② 転居による転所 (市内から市内)	市内区外（隣接していない区）からの転居 ※前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ	+ 3
	市内区外（隣接する区）からの転居 ※前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ	+ 2
	市内区内での転居 ※前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ	+ 1
③ 認可外保育施設又はベビーシッター等（県又は市に設置の届出をしているもの）の利用（月64時間以上の利用）		+ 4
④ 産前産後休暇及び育児休業明け		+ 3
⑤ 障害児保育実施対象児童である場合		+ 3
⑥ 職場・職場内託児施設（月64時間以上の利用）		+ 2
⑦ 認可外保育施設、ベビーシッター、職場、職場内託児施設の利用（月64時間未満）、一時預かり事業（定期利用）の利用		+ 1

※調整指数1は世帯で1つの適用とする(①から⑦のうち該当する項目が複数ある場合、最も高い加点を適用する。)

※⑤ここで言う障害児保育とは、千葉市要配慮保育実施要綱(平成30年4月1日より施行)に定める心身の状況に応じて特別の配慮を要する要配慮保育を指す。実施対象児童については、要配慮保育を実施する決定を受けた要配慮保育決定児童を指す。

※⑥が適用となっている3歳以上児の世帯であって、世帯の合計点数が46点に満たない場合は、46点を限度にさらに3点加点することとする。

調整指数 2		点数
I 週5日(雇用契約上の勤務日数)勤務者（学生も含む）		+ 1
II 父母ともに市外勤務者（看護・介護、学生も含む）		+ 2
III 1歳児である場合		+ 1
IV きょうだい同時申込み（3人同時申込以降1人増えるごとに+1とする） （後段VIIとの重複適用不可）		+ 3
V 同居親族に家庭保育が可能な者がいる場合		▲ 3
VI 就労内定の場合（父母共に内定の場合は▲6とする）		▲ 3
VII 利用希望の施設（事業）をきょうだいが利用している場合 （新規・転園どちらの申請においても適用、転園の場合は後段VIIIと重複適用可）		+ 3
VIII きょうだいを転園させる場合に、転園希望がきょうだい同一の施設（事業）になるとき（転園希望児童のみ加点、同一施設（事業）から別の同一施設（事業）同時転園する場合は対象外、前段IV又はVIIと重複適用可）		+ 1

※調整指数2は世帯の中で各項目に該当する者それぞれにつき、加点(減点)を行う。

ただし、「IV」、「VII」のどちらにも該当する場合にはどちらか一方の加点のみを行う。

転園申請する場合に、「VII」、「VIII」のどちらにも該当する場合には両方の加点を行う(「きょうだい」については、4月からの入所希望の場合、卒園予定児となるきょうだいは対象としない。)

※「II」について、勤務先が「浦安市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、佐倉市、酒々井町、四街道市、八街市、東金市、大網白里市、茂原市、市原市」の場合は加点の対象外とする。

採点方法

父・母それぞれの基準点、調整指数1及び調整指数2を加えたものを点数とする。

【優先項目】

		点数
①	認可外保育施設の認可移行後の同施設継続利用(助成金対象児童のみ)又は幼稚園の認定こども園移行に伴う2号認定児童としての同施設継続利用	優先①
②	特定教育・保育施設の閉鎖又は地域型保育事業、認可外保育施設の事業中止(認可への移行は除く、助成金対象児童のみ)による保育所等の利用	優先②
③	地域型保育事業の利用者 (年齢制限により、継続利用が出来ない場合)	優先③
④	育児休業明けの再入所	優先④
⑤	父母いずれかが保育士等の資格を有しており、かつ管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、千葉県先取りプロジェクト認定保育施設、千葉県保育ルーム認定施設、企業主導型事業所内保育事業)で月64時間以上就労する場合	優先⑤
⑥	父母いずれかが子どもルームの指導員として市内子どもルーム等(市内子どもルーム及び放課後児童健全育成事業の届出事業者)で月64時間以上就労する場合	優先⑥

※保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭をいう。ただし、幼稚園教諭及び保育教諭については、千葉市の管内の認定こども園で勤務(予定)する者に限る。

※優先①～⑥については、①を選考最優先順位とし、数を追うごとに優先度が下がるものとする。

※優先項目は、世帯で1つの適用とする(①から⑥のうち該当する項目が複数ある場合、最も高い優先度の項目を適用する。)

【同点となった場合の選考項目】

1から3までの項目について、1を最上位とし、上位の項目から順に用いる。
上位の項目で優先順位に差がついた時点で適用は終了とし、下位の項目は使用しない。
優先項目の優先①～⑥について、同じ優先となった場合の選考は、まず基準点、調整指数1及び調整指数2の合計により比較する。当該合計においても同点となる場合の選考は、以下の同点となった場合の選考項目を用いることとする。

1	父母のいずれかが単身赴任又はひとり親の世帯
2	子ども(18歳未満)の数が多いい世帯
3	親の勤務地が遠い世帯

*親の勤務先の区分

①	市外(浦安市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、佐倉市、酒々井町、四街道市、八街市、東金市、大網白里市、茂原市、市原市を除く)	4点
②	県内区外 (隣接していない市区町村) ※①に該当する市町村を除く	3点
③	県内区外 (隣接している市、区、町) ※①に該当する市町村を除く	1点
④	区内	0点

・ひとり親世帯については、上記①～③の点数を2倍とする。

・点数が並んだ場合は、各世帯の自宅から勤務地までの直線距離が一番近い者同士を比較し、遠い世帯を優先することとする。